

催し

「地域資源をいかす商品開発・
出口から考えるマーケティング」
セミナー開催

●日時／10月16日（金）

●講演時間／14時～16時30分

●個別相談／16時30分～17時30分

●場所／金屋文化保健センター

●定員／50人（先着順）

●申し込み

●申込期間／10月9日（金）まで

●申し込み方法／電話・商工観光課
窓口・町ホームページに掲載の申
込フォームのいずれか

※定員に達し次第受け付け終了

※参加無料

全国的に消費支出の減少している
今だからこそ、選ばれる商品づくり
や既存商品のブラッシュアップなど
の商品力を向上させる取り組みが必
要です。

本セミナーでは、株式会社茶のみ
仲間 西上寛代表、龍谷大学経営学
部 藤岡章子教授が講演し、また、
個別相談にも応じます。ご関心のあ
る方はぜひお申し込みください。
※都合によりオンラインセミナーに
切り替えることがあります。

問 商工観光課（金屋庁舎）

福祉

戦没者等の遺族に対する
特別弔慰金

今日の日本の平和と繁栄の礎と
なった戦没者等の尊い犠牲に思いを
いたし、国として改めて弔慰の意を
表すため、戦没者等のご遺族に特別
弔慰金を支給します。

●支給対象者

令和2年（2020年）4月1
日（基準日）時点で、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没者
遺族等援護法による遺族年金」など
を受ける方（戦没者等の妻や父母）
がいない場合に、次の順番による先
順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、
1. 令和2年（2020年）4月
1日までに戦傷病者戦没者遺族等
援護法による弔慰金の受給権を取
得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父
母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を
有しているなどの要件を満たして
いるかどうかにより、順番が入れ
替わります。

4. 前述1～3以外の戦没者等の三
親等内の親族（甥・姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1

年以上の生計関係を有していた方
に限りません。

●支給内容／額面25万円、5年償還
の記名国債

●請求期限／令和5年（2023
年）3月31日

●留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表する
お一人が受け取るものです。ご遺族
間の調整は、記名国債を受け取った
方が責任を持って行うことになりま
す。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

第16回 手話にチャレンジ！「甘い」

このコーナーでは、
日常生活で使う
手話を紹介します。

指を伸ばした右手の手のひらを
口のあたりにつけて、回す。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、
ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。